

オーストラリアにおける現地情報

2021年 7月 29日

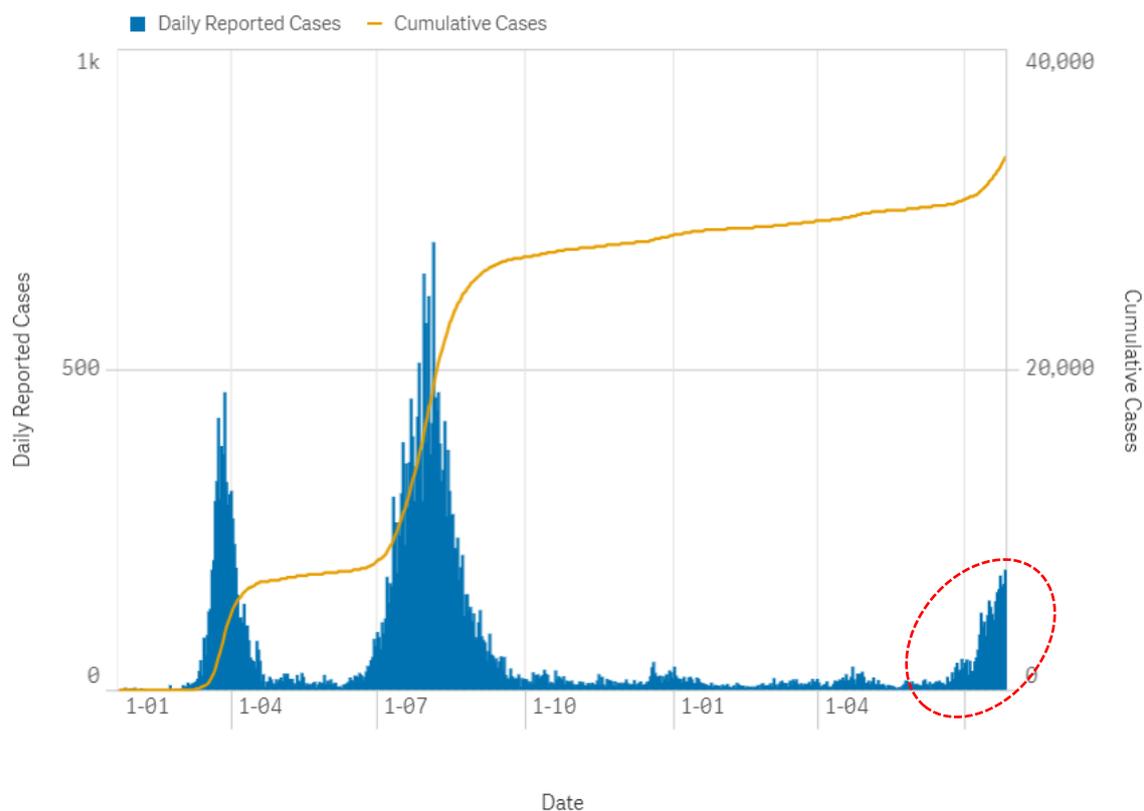
株式会社フェアコンサルティング

讃岐 修治 鳥居 裕司

1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（7月27日時点）で**187人**となり、デルタ型変異株の感染拡大を受けこの1ヶ月間で大きく増加しています（6月23日時点では14人）。内訳は、ニューサウスウェールズ州175人、ビクトリア州10人、西オーストラリア州2人となっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 27/7/2021



ニューサウスウェールズ州では6月26日から実施されたシドニー大都市圏でのロックダウンが**8月27日まで延長**となっています。また、ビクトリア州では7月15日から実施された州内全域のロックダウンが**7月27日**で終了となっています。

2. 2021-22 年度オーストラリア連邦政府予算案

5月11日、2021-22年度連邦政府予算案が発表されました。税制に関する個人・法人ごとの主な内容は以下の通りです。

【個人】

- ① 低中所得者税額控除 (LMITO) の1年延長
課税所得 126,000 ドル未満の個人に適用される最大 1,080 ドルの税額控除が 2021-22 年度まで **1年延長**
- ② 居住者判定ルールの簡素化
所得年度において **183 日間以上**オーストラリアに物理的に滞在していたかどうかで一次判定 (2021年7月1日より適用予定)

【法人】

- ① 一括償却資産適用拡大の1年延長
(適用期限を 2022年6月30日から 2023年6月30日に **1年延長**)
以下の条件を充たす場合、**資産の取得額全額**を使用開始年度の**損金に算入可能**
 - ・ 2020年10月6日 19:30 (AEDT) 以降に取得
 - ・ **2023年6月30日までに**使用開始(または使用可能な状態となっている)
 - ・ 年間売上 (注) が 50 億ドル未満
- ② 欠損金繰戻還付の1年延長
(適用期限を 2021-22 年度から 2022-23 年度に **1年延長**)
以下の条件を充たす場合、発生した欠損金を**過年度の課税所得と相殺し繰戻還付を選択可**(繰戻還付の選択は任意であり、従来通り欠損金の繰越を選択することも可)
 - ・ 欠損金：2019-20 年度、2020-21 年度、2021-22 年度または **2022-23 年度**において発生した欠損金である
 - ・ 過年度の課税所得：2018-19 年度以降に発生した課税所得との相殺
 - ・ 繰越還付は過年度における課税所得及びフランキングクレジット残高が上限
 - ・ 年間売上 (注) が 50 億ドル未満
- ③ 無形資産耐用年数の自己査定導入
特許、登録意匠、著作権、自社開発ソフトウェアなど特定の無形資産について、法定耐用年数ではなく**自己査定に基づく耐用年数を使用可能** (2023年7月1日以降に取得する資産が対象)
- ④ 退職年金 (superannuation) 拠出義務の最低所得基準を撤廃
月収 450 ドル未満の従業員に対して、雇用主において現行は退職年金の拠出義務はないが、2022年7月1日よりこの**最低所得基準が撤廃**される (従業員の月収の金額に関わらず退職年金の拠出義務が発生)

(注) ここでの売上金額は、日本の親会社などオーストラリア内外のグループ会社を含めた「aggregated annual turnover」で判定